競技注意事項 （大会申合わせ事項）

1. 競技規則について

2020-2021 World Para Athletics（WPA）競技規則及び World Athletics（WA）競技規則（パラリンピック種目以外）「World Para Athletics 承認競技会における広告規程」（この規程に記されていない広告に関することはWA 規程に準ずる）並びに本競技会要項及び競技注意事項（申合わせ事項）により実施する。

基準を超える商標についてはテープ等で隠すことになるので、その旨了承のこと。

本競技会期間中における競技開始前の本競技場での練習においても同様とする。

注）日本パラ陸上競技連盟が主催または後援する国内大会(WPA 承認大会含む)においては WA WPA どちらの広告規程でも可とする

2. 受付について

競技者受付は、競技場 B ゲート外側に設置する。各日ごとに検温、体調チェックを実施するので、必ず受付を通ること。検温、体調チェックを終えた者には、リストバンドが渡されるので手首に装着すること。受付では競技者、ガイドランナー、アシスタント、コーチ・付き添いにそれぞれ ID が渡されるので競技場内では常に着用すること。リストバンドと ID の着用がない者は競技場内に入ることができないので注意すること。ID を着用した競技者等は、競技場メインスタンド下の通路が通行可能だが、指定された順路に従うこと。

3. 練習会場について

本競技場には、ウォームアップ用競技場（サブトラック）はない。

19 日(金)の 13:00～16:30、競技場のトラックでの練習が可能である。

20 日(土)と 21 日(日)は 7:30～9:30、競技場のトラックでの練習が可能である。

ともに内側 4 レーンは車いす競技者、外側 4 レーンは立位競技者用とし、コーンで仕切る。

上記の時間以外の競技中は、バックストレート、トラック外側のコーンで示されたエリアでのみ立位競技者のウォーミングアップが可能である。また 100m 競走及び 200m 競走実施中に限り、バックストレート側トラック内でもウォーミングアップが可能である。ウォームアップエリアの入場の際は必ずIDを着用すること。IDを着用したコーチ、ガイド、アシスタントの入場も認める。ウォームアップ終了後は速やかに退場する。このエリアに留まっての観戦や応援は認めない。競技役員の指示に従うこと。

車いす競技者は、両日とも 9:30～、バックスタンド裏側プロムナードのコーンで示されたエリアでの練習を認める。

練習及びウォームアップ中は、競技役員の指示にしたがい、事故のないよう十分に注意すること。

4. 書類について

「欠場届」「リクエスト・フォーム（ルールにないアシスタントの入場など）」「上訴申立書」の配布および提出は「TIC」にて行う。（TIC は競技場 A ゲート外側に設ける。）

「重複出場届」「補助申請書（スターティング・ブロック設置申請、マーカー設置申請等）」の配布および提出は「招集所」にて行う。

5.　招集

①　招集所は競技場 A ゲート外側に設ける。

②　下記の招集開始時刻に招集所に集合

種　目	招集開始時刻	招集完了時刻
トラック競技	競技開始時刻の 30 分前	15 分前
フィールド競技	競技開始時刻の 40 分前	30 分前
フィールド競技（車いす）	競技開始時刻の 30 分前	15 分前

③　招集所ではアスリートビブス（胸・背）、腰ナンバー標識、スパイク、衣類・バックなどの商標、車いす・投てき台のチェックを受けること。また、競技規則 7 条 3(b)により、携帯電話等の機器は競技場内に持ち込むことはできない。

欠場する場合は、招集開始時刻までに欠場届を「TIC」に提出すること。欠場届が提出されず招集時刻に遅れた場合は、当該種目を**欠場**したものとする。

④　競技種目が重なり一方の種目の招集完了時刻に間に合わない場合は、招集所に重複出場届を提出し、直接競技場所に集合すること。その際、当該種目の審判にその旨を伝え、審判の指示に従うこと。

⑤　リレー・オーダー用紙は、招集完了時刻の 1 時間前までに招集所に提出すること。

⑥　持ち込み禁止物は招集所で預かり、TIC で返却する。

6.　アスリートビブスについて　（ナンバーカード）

①　アスリートビブスは、1 名につき 2 枚配布する（胸・背用）（競技規則 6 条 7・8）。
胸：ローマ字、背：ナンバー

②　アスリートビブスは、交付された大きさのまま付けること。ただし、跳躍競技は胸・背いずれかに付けるだけでもよい。

③　車いす競技者は、背用を車いすまたは投てき台の後部につける（レーサー使用の選手においては、胸用は付けなくてもよい）。

④　トラック種目では、招集所で配布された腰ナンバー標識を左右両側の腰に確実に付けること。ガイドランナーも同様。車いす競技者はヘルメットの左右両側に付けること。

7.　競技場への入退場

①　競技場への入場はリストバンド着用者のみとする。
（毎日リストバンドの色が変わるので、毎日必ず受付を通ること）

②　招集所から競技場への入場、および競技終了後の退場は競技役員の指示による。

③　退場はフィールド種目も含め全員ミックスゾーン（フィニッシュ横付近）を通過すること。

8.　競技について

①　招集完了後は練習を含めすべて競技役員の指示に従うこと。

②　T61 とT62 では、招集時に MASH(最大許可身長)の計測確認をおこなう

③　トラック競技

i.　参加人数により予選を行わない場合がある。

ii.　タイムにより次のラウンドに進む競技者の決定について、同記録の競技者があった場合、写真判定主任は 0.001 秒単位の時間を判定して決定する。それでも決まらない場合は、当該の競技者または代理人による抽選とする(競技規則 22 条)。

iii.　短距離種目では、衝突事故を防止するためフィニッシュ後も自身のレーンを走ること

iv.　プログラム進行上支障をきたす場合は、競技を中止させる場合がある。

④　スタート

i.　スタートの合図はすべて英語（「on your marks」「set」）で行う。

ii.　トラック競技はすべて写真判定システムを使用する。

iii.　スタート・インフォメーション・システムを使用する。T70 のスタートについては、光刺激装置を使用する。

⑤　アイマスク、アイパッチ

T/F11 の競技者は、完全に光を遮断し隙間なく顔に密着する不透明な眼鏡、アイマスクまたは適切な代用品、およびその下に「アイパッチ」を着用して競技しなければならない。眼鏡使用時の隙間は認められない。検査は招集時で行うが、スタート地点、並びにフィールド競技場所で再検査を行う事がある。

⑥　ガイド、およびアシスタント

i.　ガイドランナーおよびアシスタントは、各自用意したビブスを着用すること。ビブスは招集時にチェックされ、許可されたもののみ着用可能とする。

ii.　T11、T12 の競技者とガイドランナーは、ガイドランナー交代時を除き、常にテザー（ガイドローブ）でつながっていなくてはならない。違反した場合は失格となる。

iii.　T11、T12 のガイドランナーが競技者の推進を助ける助力を加えた場合、またフィニッシュ時に競技者の前方に位置した場合は、ガイドランナーによる違反として競技者は失格となる。

iv.　T11、T12 の跳躍競技および F11、F12 の投てき競技においてはアシスタントを同行させることができる。T11 の跳躍は 2 名以内、それ以外は 1 名とする。アシスタントは、ルール上支障がない限り競技者を誘導することができる。

v.　T12、T20、T35-38、T42-47、T61-64 のトラック競技においては、招集時にスターティング・ブロックの位置を示す指定の「補助申請書」を「招集所」に提出することにより、競技者に代わり競技役員がスターティング・ブロックを設置することができる。

vi.　T/F20、T/F35-38、T/F42-47、T/F61-64 の走幅跳、三段跳およびやり投においては、招集時に助走路に置くマーカーの位置を示す指定の「補助申請書」を「招集所」に提出することにより、競技者に代わり競技役員がマーカーを設置することができる。

vii.　F31-F33 および F51-F54 の投てき競技においては、アシスタントを同行させることができる。座位投てき競技のアシスタントは競技者の投てき台設置及び投てき台への移動の補助はできるが、試技中は競技エリアから離れなければならない。また、競技役員は、投てき台への移動補助はできない。

⑦　フィールド競技

i.　走高跳において、練習の高さ、競技開始の高さ及び競技開始後の上げ方については、競技役員と競技者が協議のうえ決定する。

ii.　T11、T12 の走幅跳においては、1m×助走路幅に白色で記した区域を踏切エリアとする。その位置は、走幅跳の場合は着地区域から 1m の位置に最先端を設置するが、状況により踏切位置を調整することがある。

iii.　立位のフィールド競技において、後半 3 回の試技順は前半 3 回までの試技で記録した成績の低い順とする。複数のクラスで同時進行する場合は、クラス毎に試技順の変更を行う。

iv.　投てき台の固定後、競技者の投てき台への移動、固定、及びその後の練習のための時間は F32-34 および F54-57 は 4 分以内、F31 および F51-53 は 5 分以内とする。

v.　座位投てき種目における服装（下衣）は、身体に密着していなければならない（スパッツ等）

vi.　座位の投てき競技は 6 連投とする（それぞれの投てき時間は 1 分、3 投後 1 分休憩をとることができる）。

vii.　Raza ポイントシステムは使用しない。

⑧　車いす競技

i.　車いすおよび座位投てき用の投てき台の検査は招集時に行うが、競走競技ではスタート地点で、投てき競技では競技場所で再検査を行う事がある。

ii.　車いすの競走競技に出場する競技者は、必ずヘルメットを着用すること。

⑨　競技規則 8 条 2 および 17 条 5 による警告を 2 回受けた競技者は失格とし、本競技会における以後のすべての種目に出場できなくなる。

9.　競技用具

①　競技に使用する器具は、全て主催者が用意したものを使用しなければならない。ただし、不透明な眼鏡、アイマスクまたは適切な代用品、アイパッチ、テザー及びガイドランナー、アシスタントのビブスは各自が用意すること。主催者による貸し出し、貸与は一切おこなわない。持参忘れ、破損や規則に合致せず使用できない場合は、WPA ルールにより DNS(欠場)として扱う。

②　投てき用具については、原則として競技場備え付けの用具を使用する。ただし、競技場備え付け投てき用具リストにないもの、個数が十分でないものは、1 人上限 2 個まで、WA 認証品で技術総務の検査に合格したものに限り持ち込みを認める。ただし、当該用具は主催者で借り上げ、参加競技者全員が使用できるものとする WA 認証品に該当せず、パラ陸上独自の投てき器具を持ち込む場合も、上記同様に検査を受け、合格した用具は、参加競技者全員が使用できるものとする。

③　投てき用具の持ち込みを希望する競技者は、当該種目の招集開始 90 分前までに「TIC」に「投てき用具検査申請書」とともに投てき用具を提出すること。受け付けた投てき用具については「預り証」を発行する。受け付けた投てき用具は、競技終了後、預り証と引き換えに「TIC」で返却する。

④　投てき競技に参加する競技者でタンマグなどの滑り止めが必要な場合は、各自で用意すること。また、アシスタントを伴う場合は、競技者を投てき台に移動できる者とする。移動の対応ができないアシスタントであっても、競技役員、補助員その他の者は手伝うことができないので、注意すること。

10.　クラス分け

①本競技会では肢体不自由（PI）の国内クラス分けを実施する。

②下記に該当する競技者は、国内クラス分けを受けなければならない。

a）WPA 国際クラス分け及び JPA 国内クラス分けを過去受けた事のない競技者

b）クラス分けステイタス Review の選手で、本連クラス分け運営委員会から事前に指示された競技者の実施日は 3 月 19 日（金）に行う。

③国内クラス分けの実施方法ならびに準備物等については、JPA ホームページのクラス分け運営委員会のページ内に掲載している「国内クラス分け実施方法の変更（2018 年 5 月 24 日掲載）」を確認すること。

④「JPA クラス分け診断書」は、JPA ホームページ内のクラス分け運営委員会のページからダウンロード可能（https://jaafd.org/）。「クラス分け自己申告書」については、該当競技者に別途送付する。

⑤本競技会における国内クラス分け実施時間については、申し込み締め切り後に該当競技者に別途通知する。

⑥国内クラス分け結果については、競技場内の TIC に掲示するとともに、競技会終了後に本連ホームページにて公開する。

⑦IPC 登録並びに国際クラス分けが終了している競技者は、そのクラスで行った競技の記録が World Para Athletics 公認記録となる。

⑧クラス分けに関する質問などは、下記までメールにて問い合わせること。

JPA クラス分け運営委員会 mail ： jpa.classification@gmail.com

11. ドーピング・コントロール・テスト

① 本競技会は、日本アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング・コントロール対象大会である。

② 本競技会参加者（18 歳未満の競技者含む。以下同じ）は、競技会にエントリーした時点で日本アンチ・ドーピング規程にしたがい、ドーピング・コントロール手続の対象となることに同意したものとみなす。18 歳未満の競技者については、本競技会への参加により親権者の同意を得たものとみなす。

③ 本競技会に参加する 18 歳未満の競技者は、親権者の署名した同意書を大会に持参し携帯すること。親権者の同意書フォームは、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）のウェブサイト（https://www.playtruejapan.org/jada/u18.html）からダウンロードできる。18 歳未満の競技者は、ドーピング検査の対象となった際には、親権者の署名が記載された当該同意書を担当検査員に提出すること。なお、親権者の同意書の提出は 18 歳未満時に 1 回のみで当該同意書の提出後に再びドーピング検査の対象となった場合は、すでに提出済みであることをドーピング検査時に申し出ること。ドーピング検査会場において親権者の同意書の提出ができない場合、検査終了後 7 日以内に JADA 事務局へ郵送で提出すること。親権者の同意書の提出がなかった場合でも、ドーピング・コントロール手続きに一切影響がないものとする。

④ 本競技会参加者は、本競技会において行われるドーピング検査（尿・血液等検体の種類を問わず）を拒否又は回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続を完了することができなかった場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性がある。アンチ・ドーピング規則違反と判断された場合には、日本アンチ・ドーピング規程に基づき制裁等を受けることになるので留意すること。

⑤ 競技会・競技会外検査問わず、血液検査の対象となった競技者は、採血のため、競技/運動終了後 2 時間の安静が必要となるので留意すること。

⑥ 日本アンチ・ドーピング規程の詳細内容およびドーピング検査については、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構のウェブサイト（http://www.playtruejapan.org）にて確認すること。

12. 抗議と上訴

競技中の判定について、競技者自身が審判長に対し、競技場所で直ちに抗議できる。競技後の抗議は、記録の公式発表から30分（大型スクリーン表示時刻を基準とする）以内に競技者自身または代理人が TIC に口頭で申し出る。抗議は審判長が判定し、TIC を通じて裁定を伝える。この裁定に不服がある場合は、「上訴申立書」に記入のうえ、預託金（2 万円）を添え、TIC を通じてジュリー（上訴審判）に申し立てを行うこと。

13. 表彰

表彰は行わない。記録証を後日発行(郵送)する。

14. 一般注意事項

① 競技者・引率者は『2週間前健康チェック表』『大会参加にあたってのチェックリスト』『同意書』の提出が必須のため、当日必ず受付に提出すること。提出がない場合は、競技会に出場することができない。なお、ガイドランナー、アシスタントについても同様の書類提出が必要である。提出がない場合は、競技場内への出入りはできないので注意すること。<u>受付後、配布したリストバンドは常に着用すること。車いす使用者は車いすフレームに付けること。</u>

② 競技結果および番組編成リストは TIC 付近に掲示する。

③ プログラムに誤記がある場合は、すみやかに TIC に申し出ること（受付用紙は TIC に置く）。

④ 各種目の世界記録およびアジア記録については、**令和 3 年 3 月 12 日時点**で World para Athletics ウェブサイトに掲載されている記録を引用したものである。

⑤　撮影について：悪質な写真・ビデオの盗撮から競技者を守るため、本大会中撮影が許可されるのは下記の者に限る。

1)　競技会運営本部より許可され、腕章またはビブスを付けたカメラマン

2)　競技会出場学校、クラブ等の関係者や当該競技者の保護者、家族等

3)　競技会事務局

また、撮影禁止区域が設定されている場合は、その区域からの撮影はできない。

なお、場合によっては上記に該当するか確認することがある。

⑥　競技会期間中撮影した画像・映像は、各社メディアおよび協賛社の広報、またその他パラ陸上競技普及に関する広報に使用することがある。

⑦　応急処置、その他健康上の問題が生じた場合は医務室に連絡すること。競技会では応急処置のみとする。参加にあたっては自己の責任において健康と安全に十分留意すること。競技者には、主催者がスポーツ安全保険に加入しているため、この保険が適用される場合がある。

⑧　救急車などの緊急車両を手配する事態が起きた場合は、一刻を争う事態でない限り競技会運営本部および競技場側を通じて行うものとする。

⑨　競技場

i.　競技場の関係者入り口の開門は 7:00、閉門は 18:00 とする。

ii.　競技場の観客席の開門は 9:00、閉門は 17:00 とする。

iii.　貴重品及び荷物は各自で管理すること。万一の事故があっても責任は負わない。

iv.　届けられた遺失物は大会受付で保管する。なお、保管期間は競技終了までとする。

v.　他の観客の邪魔となるような、応援のぼり等の掲出は避けること。

vi.　競技場の環境美化活動にご協力いただき、ゴミは指定のゴミ箱等に捨てること。

vii.　競技場及び競技会で使用できる施設以外への立ち入りをしない事

⑩　更衣室など

i.　選手更衣室での更衣には、極力三密を避けて使用のこと。

ii.　使用後は環境美化活動にご協力いただき、ゴミは指定のゴミ箱等に捨てること。

⑪　競技用車椅子、投てき台等の発送は、各自で手配すること。

⑫　靴底の厚さが規定を超えるシューズでの出場は認められない

【靴底の厚さ】

種目	ソールの最大の厚さ（TR5.5）に基づく）	補足
フィールド種目 （三段跳除く）	20mm	全ての投てき種目、高さの跳躍及び、三段跳を除く長さの跳躍種目に適用。全てのフィールド種目において、競技者の前の部分の中心点のソール厚さは、競技者のかかとの中心点のソール厚さを超えてはならない。
三段跳	25mm	競技者の前の部分の中心点のソール厚さは、競技者のかかとの中心点のソール厚さを超えてはならない。
800m 未満のトラック種目（含むハードル）	20mm	リレーにおいては、各走者の距離で本規則が適用される。
800m 以上のトラック種目	25mm	リレーにおいては、各走者の距離で本規則が適用される。

以上